

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条										不開示理由等	所管局部課等
					一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
3	R8.2.5	R8.4.7	令和7年度実施の下記の実務研修(滞納整理)で 使用したテキスト 1 基礎科滞納整理(他 局・他部門転入) 2 基礎科滞納整理(財産 調査) 3 基礎科滞納整理(滞納 処分) 4 応用科Ⅰ滞納整理(徴 収猶予・換価の猶予) 5 応用科Ⅰ滞納整理(滞 納処分の執行停止) 6 応用科Ⅰ滞納整理(捜 索)	825	1				1	1			1				1 基礎科 滞納整理(他局・他部門転入) 公文書件名(詳細)徴収部門の概要(滞納整理の基礎知識) ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] 公文書件名(詳細)事故防止について、徴収部門の組織 ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] 2基礎科 滞納整理(財産調査) 公文書件名(詳細)財産調査～流れに沿った滞納整理～テキスト編ver.1.7(第一分冊) ・個人に関する情報【条例第7条第2号(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。)] ・滞納法人に関する情報及び滞納法人以外の法人等に関する非公開の情報【条例第7条第3号(法人等の内部管理情報に該当し、これを公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。)] ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・税務調査先に関する情報【条例第7条第6号(開示することで、調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力が得られなくなるなど、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] 公文書件名(詳細)財産調査～流れに沿った滞納整理～テキスト編ver.1.7(第二分冊) ・個人に関する情報【条例第7条第2号(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。)] ・滞納法人に関する情報及び滞納法人以外の法人等に関する非公開の情報【条例第7条第3号(法人等の内部管理情報に該当し、これを公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。)] ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・税務調査先に関する情報【条例第7条第6号(開示することで、調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力が得られなくなるなど、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名誉が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。)] 3 基礎科 滞納整理(滞納処分) 公文書件名(詳細)滞納整理実務研修教材(滞納処分編)テキスト ・滞納法人に関する情報及び滞納法人以外の法人等に関する非公開の情報【条例第7条第3号(法人等の内部管理情報に該当し、これを公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。)] ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名誉が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。)] 公文書件名(詳細)滞納整理実務研修教材(滞納処分編)別紙資料 ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・税務調査先に関する情報【条例第7条第6号(開示することで、調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力が得られなくなるなど、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名誉が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。)] 5 応用科Ⅰ 滞納整理(滞納処分の執行停止) 公文書名(詳細)滞納整理研修【滞納処分の執行停止】＜講義編＞ ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] 公文書名(詳細)滞納整理研修【滞納処分の執行停止】＜資料編＞ ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名誉が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。)] 6 応用科Ⅰ 滞納整理(捜索) 公文書名(詳細)滞納整理実務研修(捜索)テキスト ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・税務調査先に関する情報【条例第7条第6号(開示することで、調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力が得られなくなるなど、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] 公文書名(詳細)滞納整理実務研修(捜索)別紙資料 ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。)] ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名誉が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。)]	徴収部徴収指導課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
								号	号	号	号	号	号	号	号	号			号	号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	R8.2.5	R8.4.7	令和7年度実施の下記の研修会及び基礎研修で使用したテキスト 1 滞納整理の基礎知識(初級編) 2 滞納整理の基礎知識(中級編) 3 納税交渉 4 搜索 5 法人に対する滞納整理 6 不動産売却 7 マネジメント研修(ライン課長級) 8 マネジメント研修(ライン係長級) 9 暗号資産と金融資産の滞納整理における留意点 10 滞納整理業務体験研修生 基礎研修	1001	1		1						1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

徴収部個人都民
税対策課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例 7 条										不開示理由等	所管局部課等
					一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
																	公文書件名(詳細): 公売公告兼見積価額の公告の作成 ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名譽が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。))】 公文書件名(詳細): 期間入札 ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名譽が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。))】 7 マネジメント研修(ライン課長級) 公文書件名(詳細): 徴収事務のマネジメント ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 東京都の滞納整理計画と各種指権について(個人都民税対策課) ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 公文書件名(詳細): 「停止の促進について」(徴収率のアップを目指して) ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 公文書件名(詳細): 現年(新規の滞納)の滞納整理(東京都の場合) ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 8 マネジメント研修(ライン係長級) 公文書件名(詳細): 徴収事務のマネジメント ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 公文書件名(詳細): 「停止の促進について」(徴収率のアップを目指して) ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 9 暗号資産と金融資産の滞納整理における留意点 ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 ・税務調査先に関する情報【条例第7条第6号(開示することで、調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力が得られなくなるなど、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名譽が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。))】 10 滞納整理業務体験研修生 基礎研修 公文書件名(詳細): 納税交渉 ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 公文書件名(詳細): 自動車差押え・タイヤロック ・個人に関する情報【条例第7条第2号(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。))】 ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 ・税務調査先に関する情報【条例第7条第6号(開示することで、調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力が得られなくなるなど、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名譽が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。))】 公文書件名(詳細): 搜索 ・徴収事務における判断基準や取扱い、具体的手法【条例第7条第6号(判断基準や取扱い、具体的手法を公にすることで、滞納処分の回避等、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあり、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 ・税務調査先に関する情報【条例第7条第6号(開示することで、調査先である第三者との信頼関係が損なわれ、今後の調査への協力が得られなくなるなど、徴収事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。))】 ・架空設定の個人又は法人に関する情報【条例第7条第6号(説明の必要上設定した架空事例に関する情報を開示することで、実在する同名の個人又は法人等が滞納していると誤認される可能性がある。これにより、当該個人又は法人の名譽が棄損されることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため。))】	

[illegible]